

上尾市国民健康保険税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年12月24日

上尾市長 畠山 稔

### 上尾市条例第38号

上尾市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

上尾市国民健康保険税条例（昭和30年上尾市条例第51号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項ただし書中「22万円」を「24万円」に改める。

第3条第1項中「100分の6.8」を「100分の7.2」に改める。

第4条中「3万1,000円」を「3万8,000円」に改める。

第5条中「100分の2.4」を「100分の2.7」に改める。

第5条の2中「1万3,000円」を「1万5,000円」に改める。

第6条中「100分の2.1」を「100分の2.4」に改める。

第7条中「1万5,000円」を「1万7,000円」に改める。

第19条第1項中「22万円」を「24万円」に改め、同項第1号ア中「2万1,700円」を「2万6,600円」に改め、同号イ中「9,100円」を「1万500円」に改め、同号ウ中「1万500円」を「1万1,900円」に改め、同項第2号ア中「1万5,500円」を「1万9,000円」に改め、同号イ中「6,500円」を「7,500円」に改め、同号ウ中「7,500円」を「8,500円」に改め、同項第3号ア中「6,200円」を「7,600円」に改め、同号イ中「2,600円」を「3,000円」に改め、同号ウ中「3,000円」を「3,400円」に改め、同条第2項第1号ア中「4,650円」を「5,700円」に改め、同号イ中「7,750円」を「9,500円」に改め、同号ウ中「1万2,400円」を「1万5,200円」に改め、同号エ中「1万5,500円」を「1万9,000円」に改め、同項第2号ア中「1,950円」を「2,250円」に改め、同号イ中「3,250円」を「3,750円」に改め、同号ウ中「5,200円」を「6,000円」に改め、同号エ中「6,500円」を「7,500円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の上尾市国民健康保険税条例の規定は、令和7年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和6年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。